

公 告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和7年7月15日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
(岡山県農地中間管理機構)
理 事 長 森 下 慎

記

- (1)縦覧期間 令和7年7月15日(火)から令和7年7月22日(火)まで
(機構ホームページ掲載)
- (2)提出方法 持参又は郵便等
(縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- (3)提出期間 縦覧の期間中(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4)提出先 〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
農地中間管理機構業務推進本部

※ 利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間(年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
1	瀬戸内市	邑久町大富		444-1	10	
2	瀬戸内市	邑久町大富		445-1	10	
3	高梁市	成羽町下日名		1076-1	5	
4	高梁市	松山		8435	3	
5	高梁市	松山		8462	3	
6	高梁市	備中町平川		7818	3	
7	津山市	日上		478-1	5	
8	津山市	押入		610-2	3	
9	美作市	江ノ原		679-2	6	
10	勝央町	植月東		144-1	5	
11	勝央町	植月東		145-1	5	
12	久米南町	羽出木	西屋	465	11	
13	久米南町	羽出木	西屋	457	11	